

第1章 計画の基本事項

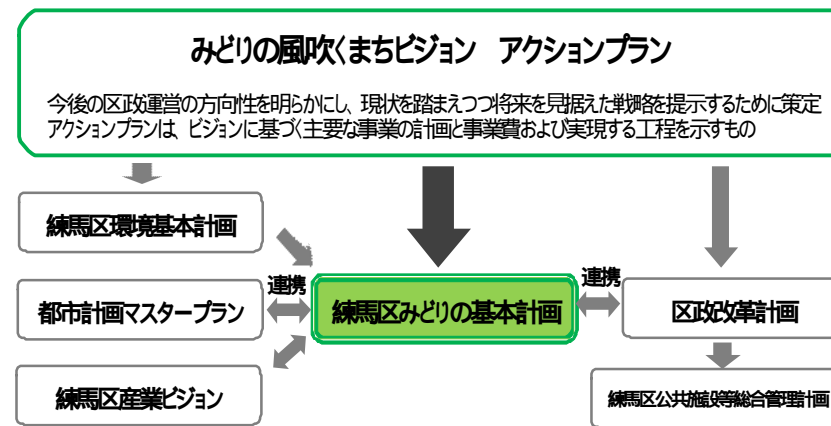
1. みどりの基本計画とは

練馬区みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、住民に最も身近な自治体である区が、地域特性を活かした個性あるみどりの保全や創造を行うために定める計画です

2. 計画改定の目的

練馬区では、平成10年に「練馬区みどりの基本計画」を策定し、平成21年1月に改定しました
改定から10年が経過したことを契機に、これまでの社会情勢の変化や、これからの新しい成熟社会への潮流を踏まえ、今後、区が取り組むべきみどりの施策を明らかにするために、「練馬区みどりの基本計画」を改定します

3. 計画の位置づけ



4. 計画のフレーム

計画期間 平成30年度から10年間とします

全区を、「緑化重点地区」に指定します

計画における「みどり」は、練馬区みどりを愛し守り育てる条例に基づき、「樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となった環境」と定義します

第2章 みどりの現況と課題

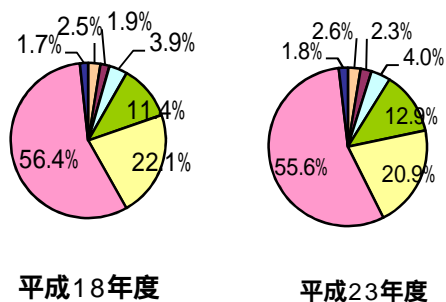
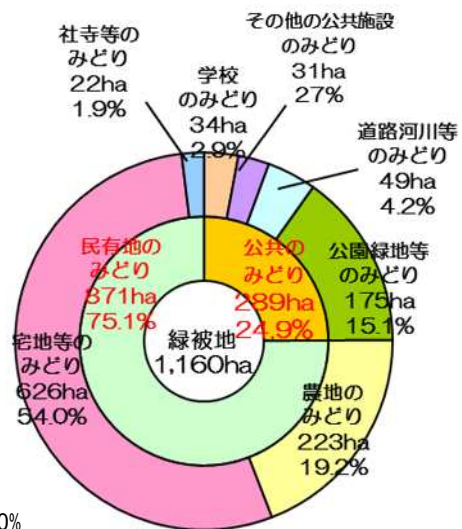
1. 練馬区の概況

東京都23区の北西部に位置し、面積は48.08km²
地形は、西側が高く東側に行くにつれて低くなるが、ほとんど高低差がない
石神井川と白子川の2つの河川があり、白子川沿いには湧水もある
総人口は約72万3千人、約36万世帯で、増加傾向
平成39年をピークに減少に転じる。少子高齢化が進行
宅地が6割を超え、増加傾向。農地等は減少傾向

2. みどりの現況

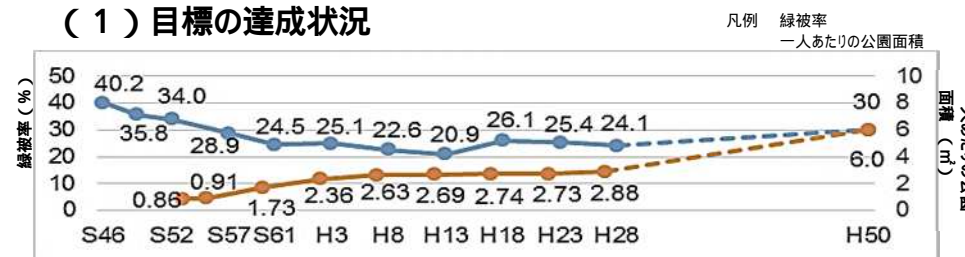
緑被地の面積は1,160ha、
緑被率は24.1%
(H23は25.4%)

- 練馬のみどりの約3/4は、民有地のみどり
公共のみどりは増加傾向、民有地のみどりは減少傾向
- 今後も農地の減少や宅地の細分化で、民有地のみどりの減少が予想される



3. 前計画およびみどり30推進計画の実施状況

(1) 目標の達成状況



(2) みどり30推進計画の実施状況

| 施策の柱 | 第一期 (H19~23) | | | 第二期 (H24~29) | | |
|---------------------|--------------|--------|-------|--------------|--------|-----|
| | 目標(ha) | 実績(ha) | 達成率 | 目標(ha) | 実績(ha) | 達成率 |
| 区立学校のみどりを増やす | 2.1 | 1.3 | 61.9% | 1.6 | | |
| 公共施設のみどりを増やす | 4.5 | 1.0 | 22.2% | 2.2 | | |
| 道路・河川などの連続するみどりを増やす | 11.2 | 10.4 | 92.9% | 5.3 | | |
| 公園のみどりを増やす | 11.1 | 8.8 | 79.3% | 6.4 | | |
| 公共のみどり 小計 | 28.9 | 21.5 | 74.4% | 15.5 | | |
| 宅地のみどりを増やし守る | 21.6 | 12.1 | 56.0% | 450.0 | 625.9 | |
| 樹林を守る | 維持 | 推定60減 | | 266.1以上 | | |
| 農地を守る | 258以上 | 244.4 | | 244.4以上 | 223.2 | |
| 合計 | 50.5 | 33.6 | 66.5% | 15.5 | | |

4. みどりにかかる区民意識

(1) 平成27年・平成28年区民意識意向調査の結果

| 設問 | 特長 |
|--------------|--------------------------|
| 住みよいかと感じるところ | 「みどりが豊かで環境が良い」が5割を超える |
| 身近なみどりの満足度 | 「満足評価」が7割近く |
| 大切なみどりは | 「公園」が7割を超える、「街路樹」が5割を超える |
| 落ち葉清掃への参加意向 | 「参加したい」は5割台半ば |
| みどり関連の制度の認知度 | 「制度を全く知らない」が7割台前半 |

(2) みどりの区民会議

練馬のみどりを守り、育てるための方策等について、様々な立場の区民が検討し、「17の提案」を区へ提出

5. 課題と改定の方向性

みどりをめぐる課題

みどりの現状を踏まえ、これまでの目標やより効果的・積極的な施策への見直しが必要です
「区民実感」を伴う、あるいは向上させる目標や施策を実施する必要があります
きめ細やかな「みどりの管理」には、区民の参加が必要です

将来像の考え方

みどりの総量の確保を目的化せず、公園や街路樹、樹林地、農地といった多様なみどりの機能を、十分に発揮させます
区民がみどりを身近に感じ、みどりへの愛着が深まるように、区民による多様なみどりの利活用を推進します
公共のみどりに係る区と区民の協働に加え、みどりを介した区民同士の交流を促進し、地域のみどりを育てるコミュニティを広げます

推進手法の考え方

地域のみどり特性を踏まえた地域別方針を策定します
みどり施策を区民とともに考え、実行します
みどりの魅力を効果的に発信します
みどりの機能に着目し、施策体系に即した指標と目標値の設定を行います

第3章 基本方針

1. テーマおよび将来像

テーマ

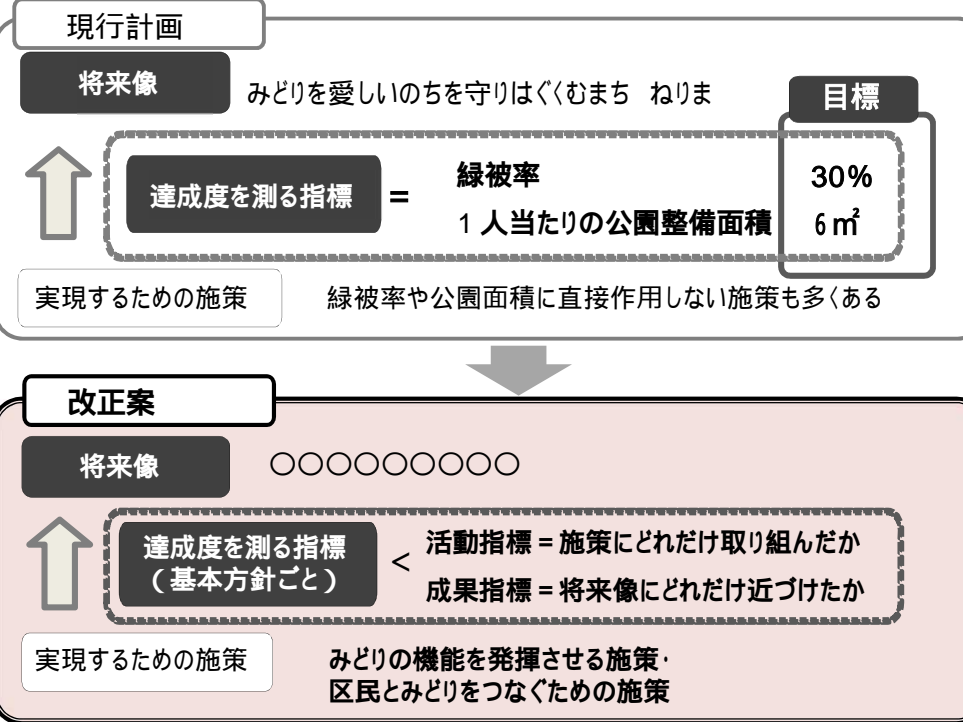
みどりにあふれ みどりの恵みを実感できるまち ねりま（仮）

区民とともに、練馬の財産であるみどりを守り、増やし、健全に育てます
みどりの多様な機能を発揮させることで、区民がみどりの魅力や恩恵を十分に享受し、みどりある豊かな暮らしの実現を目指します

みどりの将来像（仮）

「区民が大切にしたいみどり」が守られ、さらに増えており、「みどりの機能」が効果的に発揮されています
幅広い世代や個々のライフスタイルに応じて、多くの区民が「自分事」として、みどりと関わる暮らしを送っています
みどりを介して人々がつながり、協働することで、みどりの活用と育成が進み、区民が快適に安心して暮らせるまちになっています

2. 目標設定の考え方（成果指標と活動指標）



第5章 地域別方針

以下の7地域別に方針を定めます



第6章 計画の推進

- 推進体制
 - 各主体の役割
 - 区
 - 区民
 - 事業者
 - みどりのまちづくりセンター
- 推進管理
 - OPDCAサイクルの検討
- 情報発信
 - 効果的な情報発信

第4章 実現に向けた施策

| 基本方針 | みどりの機能 | 施策の方向性 | 【公園】 | 【道路・河川沿いのみどり】 | 【学校等公共施設】 | 【宅地】 | 【樹林地・大木】 | 【農地】 |
|---|---------------|--|-------------------|---------------|-----------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 基本方針1 みどりを守る・増やす みどりの多機能性と練馬の特性が発揮されている環境を構築するために、みどりを確保・整備します | ・みどりのネットワーク形成 | 大規模公園等のみどりの拠点や河川、幹線道路の街路樹等のみどりの軸からなるみどりのネットワークの形成 練馬の原風景（農地や樹林地等）の保全を推進 | 1 魅力ある都市公園等の整備の推進 | | | 1 宅地のみどりを 守り増やす | 1 樹林地・大木 を守る | 1 都市農地のあるまちづくりの推進 2 都市農地の機能発揮の推進および周知 |
| | ・環境保全機能 | 生物多様性の向上につながるみどりの保全と創出 快適で暮らしやすい環境を支えるみどりの保全と創出 | | | | | | |
| | ・レクリエーション機能 | 日常的なレクリエーションの場を充実 地域の魅力を活かした公園等を充実 | | | | | | |
| | ・防災形成 | みどりを持つ水害抑制や延焼防止機能の発揮と保全 災害時に役立つみどりを充実 | | | | 1 宅地のみどりを 守り増やす | 1 樹林地・大木を 守る | |
| 基本方針2 みどりを実感する みどりを楽しめる暮らしを実現するための、区民が積極的に参加できる多様な取組を推進します | ・景観保全機能 | 地域の自然、歴史、風土を代表する景観の保全 まちなみ景観を演出するみどりを充実 | 2 都市公園等の適切な管理の推進 | | | 2 庭先・地先のみどりをみんなで育てる | 2 良好な樹林地・大木を育てる | |
| | | 多くの区民がみどりと関わるように、気軽な参加から継続的な協働までの機会や場を充実 次世代を担う子どもが体験できるみどりを充実 | | | | 3 区民のみどりへの理解を深める | 3 樹林地・大木を楽しむ | |
| 基本方針3 みどりでつながる 地域の魅力をさらに向上させるために、みどりの利活用を通じた、人と人とのつながりを育てます | | みどりを育てるコミュニティを広げるために、所有者と地域住民や活動団体などの自発的な交流や取組を支援 | | | | 4 地域のみどりを育てる人材を育て、身近なみどりを介してつながる | 4 樹林地・大木を育てる人材を育て、樹林地・大木を介してつながる | |
| | | 個人のみどりを地域の財産にするために、地域住民による管理のお手伝いを推進 みどりの支え手同士の連携や情報共有を推進 | | | | | | |